

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定

○保安林の指定の解除（二件）

○所在地を確知できない建設業者の申出

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○海岸保全区域の変更

公 告

○開発行為に関する工事の完了（二件）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

雑 報

○土地区画整理事業に基づく書類の送付に代わる公告

告 示

○宮城県告示第百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十一年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

名取市小塚原字遠東一六の二、一八、二四、三六、九二の四、字赤渋六七の二、一三一の二、一

三三の二、字大汐入八四の二、字蟹穴八四の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市亀山三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

駐車場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百五十五号

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇五〇〇三六七	就労定着支援センター 「とれいんプラス」 気仙沼市本郷十一丁目十	就労定着支援	一般社団法人 コ・エル	平成三十一年 三月一日

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。

平成三十一年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社GRACE 鈴木 雅博 株式会社KY corporation 川西 一夫	主たる営業所の所在地 仙台市宮城野区中野字出花西四十五ー二〇二	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般一二十九 第一万九千三百九十二号
	登米市迫町佐沼字光ヶ丘七十四	般一二十七 第二万四千十三号

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

電話 〇二二二一一一三二一六（直通）

〇宮城県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北

木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路線名 愛島名取線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前	後
	同市飯野坂一丁目四一三番一八地先から 同市飯野坂一丁目三五三番七地先まで	三七・五〇 一三〇・〇	一三・三〇 四二・四	一一六・五 一一六・五

〇宮城県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	愛島名取線	名取市飯野坂一丁目四一三番一八地先から 同市飯野坂一丁目三五三番七地先まで	平成三十一年 三月五日

〇宮城県告示第百五十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成二十一年宮城県告示第三号で変更した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の種類	海岸の名称			指定区域
	大分類	中分類	小分類	
三陸南沿岸	気仙沼海岸	杉の下の海岸	基点A点 基点B点	気仙沼市波路上杉ノ下百七十七番十二地先の北緯三〇度四九分〇九秒〇九〇東経一四一度三五分〇三秒八一一
			基点A点	三〇度四九分〇九秒〇九〇東経一四一度三五分〇三秒八一一
			基点B点	三〇度四九分〇九秒〇九〇東経一四一度三五分〇三秒八一一
			基点C点	三〇度四九分〇九秒〇九〇東経一四一度三五分〇三秒八一一
			(ア)点	北緯三〇度四九分〇九秒〇九〇東経一四一度三五分〇三秒八一一
			(イ)点	北緯三〇度四九分〇九秒〇九〇東経一四一度三五分〇三秒八一一
			(ウ)点	北緯三〇度四九分〇九秒〇九〇東経一四一度三五分〇三秒八一一
			(エ)点	北緯三〇度四九分〇九秒〇九〇東経一四一度三五分〇三秒八一一
			(オ)点	北緯三〇度四九分〇九秒〇九〇東経一四一度三五分〇三秒八一一
			(カ)点	北緯三〇度四九分〇九秒〇九〇東経一四一度三五分〇三秒八一一

雑 報

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号
- 五 落札金額 四千百五十三万六千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年十二月二十五日

○女川町長から、公報登載の依頼があった。

平成三十一年三月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業女川町被災市街地復興土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第九十八条第一項及び第五項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成三十一年三月五日

石巻広域都市計画事業

女川町被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 女川町

女川町長 須 田 善 明

一 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

1 住所 宮城県石巻市元倉一丁目一番十一十号

氏名 木村 壽美子

2 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字向九番地

氏名 大金 とり

3 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神百四十八番地七

氏名 須田 種治郎 相続人 須田 謙

二 通知の内容

土地区画整理法第九十八条第一項及び第五項の規定により、女川町被災市街地復興土地区画整理事業において定められた仮換地指定通知のとおり、仮換地の指定の通知をします。

教示

1 この通知に係る処分については不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から

起算して三月以内に宮城県知事に審査請求をすることができます(審査請求の記載事項は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十九条第二項に規定されています)。

2 この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に女川町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に女川町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、仮換地指定通知は掲載を省略し、それらを宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川百七十八番地K-K1八街区一画地女川町役場において掲示する。